

## キト宣言からカルタヘーナ合意まで(ドキュメント)

著者	幡谷 則子
権利	Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
雑誌名	ラテンアメリカレポート
巻	1
ページ	37-40
発行年	1984-10-20
出版者	アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00006808">http://hdl.handle.net/2344/00006808</a>

幡谷則子

1980年代に入って、ラテンアメリカ諸国の対外累積債務問題は悪化の一途を辿り、83年末現在で、その債務総額は3000億ドルを超えた。債権国との再交渉の続行により、リスケジュールや緊急借款などの救済措置が採られてはいるが、ラテンアメリカ諸国の輸出総額に占める債務支払い比率は約60%にも相当し、今や「債務不履行宣言」に追い込まれる危険に満ちている。

この膠着状態からの脱却を模索して、今年に入り、ラテンアメリカ諸国の代表が一堂に会し、債務問題解決をめざして討議を行なうという、画期的な動きが見られている。その最初の試みが、1月12～13日にエクアドルの首都キトで開催された、第1回ラテンアメリカ・カリブ海諸国経済会議（26カ国参加）であり、その具体的進展のあらわれが、6月21～22日、コロンビアのカルタヘーナにおける中南米債務国会議（11カ国参加）である。両会議の間には、域内各地で首相または外務・経済相レベルでの専門家会議が繰り返されているが、多数のラテンアメリカ債務国が合同で話し合い、債権国に対する共同の主張を打ち出した点で、この二つの会議は意義深い。その成果がそれぞれ、「キト宣言」とその行動計画、および「カルタヘーナ合意」にまとめられているが、半年間の経過を通じてなお、1月の「キト精神」が継承されている。

本文では、この「カルタヘーナ合意」の紹介を中心に、今年度の債務問題をめぐる域内の動きを追い、今後の展望を探ってみよう。

### 1 経過

まず、出発点となった「キト宣言」の骨子に簡単に触れておこう。その基本的主張は対外債務問題は、債

務国と債権国との共同の責任負担が問われるものであり、その解決は、両者および関係するすべての国際金融機関に共通の利益をもたらすものでなければならない、というものである。また、支払いの再交渉においては、貿易と金融の密接な関係や各国の発展のためのニーズへの配慮が不可欠であることが謳われている。この基調のうえに債務の繰り延べ交渉に関して、五つの基準が掲げられている。すなわち、(1)輸出収益に占める合理的割合を超えないような支払い額の設定、(2)債務支払いを軽減させる方式の導入、(3)支払い猶予期限の長期化、(4)新規資金の純流入を維持するための保障、(5)交易条件改善措置、の5項目である。同宣言に伴う行動計画は、(i)金融、(ii)貿易、(iii)域内食糧、安全保障、(iv)エネルギー関係の協力、(v)サービス部門に関する協力、の5章から成り立つ具体的提言をまとめたものである。要するに、対外債務問題を国際経済、金融関係の枠組で捉え、解決策を域内貿易の拡大、国際通貨制度の改善等との相互関連性を強調する形で編み出し、その実行における域内統合や協力の重要性を表明した内容である。

この「キト宣言」は、ラテンアメリカ債務国による最初の公式共同宣言としての評価から、域内外に大きな反響を呼んだ。その後、域内の各機関(ECLA、SELA等)の場を通じた、債務問題交渉における相互協力体制の検討や、域内相互の緊急融資の活性化などの努力が重ねられた。これら一連の行動の支柱となったのが、先の「キト精神」である。

参考までに、その後の推移について主な資料を拾ってみると、まずキト会議直後にウルグアイの首都モンテビデオで開かれた、ECLAの専門家会議(CEGAN)の報告が挙げられる\*1。これは1980年から始まった、第

\*1 *The Crisis in Latin America: Present Situation and Future Outlook*, Jan. 1984. (E/CEPAL/CEGAN. 8/L.2)

\*2 *Adjustment Policies and Renegotiation of the External Debt*, Feb. 1984. (E/CEPAL/SES.20/G.17)

三次国連開発の10年に寄せて作成された地域別実行計画について、過去3年間の評価と検討が行なわれた会議である。したがって、キト宣言を直接的に受けたものではないが、ラテンアメリカ経済が急成長期から、現在の金融危機に到る過程、1981~83年までの国際経済および対外関係の諸側面、ラテンアメリカの発展の見通しと新たな政策の必要性、さらに国際協力や域内統合と相互協力等を総括する内容であり、「キト宣言」が生まれる背景の理解に有効であろう。

これに対し、より債務問題に直結した政策提言を行っているのは、4月初頭の第20回 ECLA 総会に先立つ専門家会議でまとめられた報告書である\*2。まず、ラテンアメリカの経済危機の外的および内的諸要因を分析し、過去に試みられた調整政策の成果と限界とを指摘している。後半部では、対外債務問題について、現在の危機的状況に達するまでの構造的変化の分析、および再交渉過程での、通貨政策上オーソドックスな原則に立った金融機関（主に IMF）の活動とその問題点の検討を行なう。そして最後に、より公正な再交渉をめざして、過去の金融政策に代替する、債権国銀行と債務国政府の両者により構成される多角的組織の形成を提案している。

他方、十分に組織化はされていないが、ラテンアメリカ域内の意見交換の場として「ラテンアメリカ議員会議」（Parlamento Latinoamericano）の活動も見逃せない。これは、ブラジルの N・カルネイロを議長とする、ラテンアメリカ諸国の議員レベルの代表から構成される会議である。5月上旬にベネズエラの首都カラカスで、7月下旬には、コスタリカの首都、サンホセで開催された。各会の前後には、米国ヘミッションを派遣して、米国政府や、IMF、世銀その他の国際金融機関の代表との意見交換を行なうとともに、その後、域内の本会議で、対外債務問題を討議するという体裁をとっている。たとえば5月のカラカス会議では、支払い額の対輸出額シェアを20%を限度とすること、支払い期限を延長すること等の具体案が出されてい

る。

さて、以上のような域内の活動過程が、6月末にカルタヘーナ会議に収斂される背景には、国際関係の分野で、二つの重要な出来事があった。ひとつは、5月8日の米国主要銀行による、プライム・レートの再度引き上げ（12%から12.5%へ）であり、もうひとつは6月上旬、ロンドンで開催された、先進国首脳会議である。

前者は、ラテンアメリカの債務支払い状態を深刻化させると同時に、域内債務国に強力体制強化の緊急性を認識させた。特に、この金利上昇によって、過去2カ月間に6億ドルの利子支払いが加算されたアルゼンチンの場合は深刻で、「債務国クラブ」構想の再燃の兆しもみられた。

後者については、債権国としての西側7カ国に対するラテンアメリカの期待は大きく、このロンドン・サミットに先立ち、域内4カ国（アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、コロンビア）首脳が共同声明を発表、先進国に対し書簡を送ったが、これが次期カルタヘーナ合意の伏線となった。

では、この「カルタヘーナ合意」は、「キト宣言」を越える進展を見せたのであろうか。次にその具体的な内容を検討してゆこう。

## 2 カルタヘーナ合意の概要

全体は、(1)宣言、(2)提案、(3)協議とフォローアップ、の3部から構成されている\*3

まず、第1部は17項目から成り、会議の目的、現状分析、および合意の基本概念を表明したものである。開催国コロンビアの大統領、ベタンクールの提言が基調となっている。

本会議開催の目的は、ラテンアメリカ諸国の対外債務問題と、それが各国の経済発展に及ぼす弊害について検討し、解決への適切な行動様式を提言することであった。また、先行する「キト宣言と行動計画」

※3 *El Consenso de Cartagena: lineamientos generales de políticas de reestructuración y financiamiento*, Jun. 1984.

と5月19日のラテンアメリカ4ヵ国共同声明の有効性も強調された。

現在のラテンアメリカ諸国の経済危機の主要因は、1980年から83年にかけての大幅な輸出の停滞と輸入の抑制、同時期の世界経済全体の不況、先進国側の保護主義的政策の復活、および交易条件の悪化、等にあり、これらすべてが度重なる金利の上昇に集約される。その結果、ラテンアメリカの累積債務高は、GDPの50%以上、年間輸出総額の3倍に達している。過去8年間の利子返済額だけで、1730億ドルを上回る状態にあるが、さらに、金利の上昇1%につき、毎年25億ドルの追加支払いが課される見込みである。

このように、先進国（債権国）側に根源のある要素が存在することは、債務問題の責任の一端が、債権国にも課されることの裏付けである。解決のための努力は、特に、ラテンアメリカ国民の生活水準の犠牲や、支払い不能状況の発生をくい止める形で、国際的なレベルでの政治的配慮のもとに行なわれるべきである。そのためには、域内各国固有の、経済再編成と財政政策における一般的ガイドラインの設定が必要である。さらに、先進国側の経済政策においては、金利の低下と景気の拡大を維持するような、政策の修正が求められる。これら双方の努力は、最終的に、輸出振興策による経済発展の過程で、ラテンアメリカ域内の支払い能力を強化する形での債務問題解決策を支持するものである。つまり、再交渉においては、先進諸国が、途上国の輸出市場へのアクセスを促進し、かつ債務負担の軽減を許すような条件が、早急に望まれるのである。

以上のガイドラインを基盤として、次に17の項目に分かれる具体的提案が採択された。そのうち重要と思われるものを挙げると

- (1) 国際市場における名目および実質金利の即時的かつ有効な引き下げ。
- (2) 市場資金調達の実効コストを上回らず、統制を受けた利率に基づかない、金利の適用。
- (3) 上のせ金利、コミッション、その他の支出の抑

制。

- (4) 支払い猶予期限の長期化と、貸付期間の改善。
- (5) 国際収支状況に応じた、利子の部分的支払い延期。
- (6) 国内生産活動の適正水準の維持と両立し得る、輸出額の一定シェアを超えない、支払い額の設定。
- (7) 現在停止中の信用の再開、および短期借款の供与。
- (8) 国際金融諸機関の融資供与能力の強化と資金利用の促進。
- (9) IMFのSDRの再分配。
- (10) IMFコンディショナリティの再検討。
- (11) 途上国側の交易条件悪化の防止。
- (12) 先進国側の関税、非関税障壁の排除。その他である。

さて、以上のガイドラインと提案を進めるために、第3部で、「域内の協議とフォローアップ・メカニズム」の常設が決定された。このメカニズムは、ラテンアメリカ域外にも門戸が開かれ、以下の点でその役割が期待される。

- (a) 債務、融資等に関する技術的事項の協力、域内の情報や経験の交換の促進。
- (b) 域外途上諸国との連絡の促進。
- (c) 債権国政府および多国間金融機関との対話の促進。

こうした問題の分析と討議を続けるために、特別の「作業グループ」の設置が予定され、また、世銀の開発委員会の利用が合意された。さらに、ラテンアメリカの対外債務の、経済、社会、政治の諸側面の総合的考察のために、先進諸国政府との会談の必要性も述べられている。

以上の諸行動を前進させるために、新たな債務国会議の開催が決議された。これは、IMFと世銀の次期年次総会が開かれる前に、9月に、ブエノスアイレスで行なわれる予定である（実際には、9月13～14日、アルゼンチンのマル・デル・プラタにて開催された）。

### 3 評価と展望

最後に、カルタヘーナ会議に参加した各国代表の評価と、その後の域内の動きを概観してみよう。

まず、アルゼンチンのB・グリンズプン経済相は、会議終了後、すぐにIMF専務理事J・ドラロジエらと会談しているが、債務問題の解決は、長期的なものであるとの見通しを表明している。また、カルタヘーナ合意で評価できるのは、「先進国との対話による接近」の気運が高まった点であり、特に米国との交渉の糸口の拡大への効果を強調している。同様に、コロンビアとメキシコの各代表も、域内の連帯強化および債権国との交渉の活性化を謳った点で、同会議を評価している。ただし、ボリビア代表のG・F・サーベードラは、合意内容に、域内連帯の意欲に欠けていると、不満の意を表している(*El Día*, 6月24日)。

一方、債権国側の筆頭たる米国は、本会議終了直後の25日、大手民間銀行による、プライム・レートの再度引き上げ(13%へ)という強行措置に及んだ。この報復手段に対し、ラテンアメリカ諸国は、「復讐」(ブラジル)、「挑戦」(エクアドル)等と非難の意を表した。

また、ECLAでは、8月初頭、次のような評価を下している。すなわち、カルタヘーナ会議の効果はほとんどない。その根拠は、第1に、米国のプライム・レートの高進が、今後14%台にも上りそうな勢いで続行していること、第2に、国際金融システムを脅かすかと思われたほどの債務国の集合(参加11カ国で域内債務総額の95%を占める)にもかかわらず「債務国クラブ」の結成に至らないという、穏便な結果に終わったこと、第3に、その他の一連の要求への反応は、これまでのところ全く見られなかったこと、などである(*El Día*, 8月2日)。

以上、今年度上半期の債務問題にまつわるラテンアメリカ域内連帯の過程を、公式ドキュメントおよび新聞報道記事を手がかりに追ってみたが、この範囲で可能な若干の評価を述べてみたい。

まず、「カルタヘーナ合意」については、本質的には、「キト宣言」の域を出ていないと思われる。しかしながら、債務負担額の一定水準の規定、フォローアップ・メカニズムの提唱、等の点で、具体化の方向へ一歩前進したという感触はある。また、目ざましい進展はないにしろ、多数の域内債務国が集合し、意見の一致がみられたこと自体、債権諸国との対話促進という趣旨を考慮すれば、有意義なものであったと言うことができよう。

事実、8月以降の域内の動きには、必ずしも悲観的な側面ばかりが見られるわけではない。たとえば、メキシコは8月上旬から債務繰り延べ交渉に臨んだが、1985~90年までに期限のくる債務の一括長期繰り延べ(最長14年)、低レベルのLibor金利基準の採用、等の要求を、9月初旬に達成した。また、エクアドルでは、8月10日、コルデイロ新政権発足の記念式典に際し、アルゼンチン、コロンビア、ベネズエラ各首脳が集合、債務問題を討議するというひと幕もあった。一方、次期域内債務国会議の開催国となったアルゼンチンは、常設委員会を設けてその準備にあたった。アルゼンチンが次期開催国に指定されたことは、同国にフォローアップ・メカニズムの推進役としての任務が課されたことを意味するが、同時に、「債務国クラブ」構想に対する、域内の代替策という、政治的意向も考えられる。

全体的には、IMF等との再交渉および、外交面での域内連帯の促進に、不断の努力が続けられており、昨今の危機的状況からは脱しつつある、との見方もある。が、その一方で、金利の変動のみならず、債権国側の態度の硬直化への懸念は依然として強い。

域内の期待を集めた第2回中南米債務国会議は、9月14日「マル・デル・プラタ宣言」を採択して無事終了した。同宣言で謳われた、債権国との対話路線が、ラテンアメリカ経済の再活性化に貢献し得るか否か。その真の成果が現われる今後の情勢に注目したい。

(はたや・のりこ/中南米総合研究プロジェクト・チーム)